

(仮称) 練馬区政推進基本条例 (骨子案)

平成22年6月

練 馬 区

■構成

(1) 前文	1
(2) 目的と理念	1
(3) 用語の定義	1
(4) 区民等の権利および責務	2
(5) 議会の役割等	2
(6) 執行機関の役割等	2
(7) 参加・参画と協働の推進	2
(8) 区政運営	3
(9) 区民投票	4
(10) 国等との関係	5
(11) 条例の位置付け	5
(12) 条例の改正	5

1 前文

練馬区は、昭和22年8月1日、自立を求める人々の努力が実を結び、板橋区から分離独立して23番目の特別区として誕生しました。以来、都心に近接する住宅地域として、多くの人々を受け入れてきました。その過程で、区民と区が力を合わせて、遅れていた都市基盤や公共施設の整備などのまちづくりに取り組み、今や人口70万を超える、23区有数のみどり豊かな住環境に恵まれた都市として発展しています。

一方、時代の経過に伴い、災害や治安に対する安全安心意識の高まり、少子高齢社会と核家族化の進行、近隣や人と人とのつながりの希薄化など、地域での対応が必要となる課題が生じてきています。区民にとって最も身近な基礎自治体としての練馬区には、自らの判断と責任により、区民の信託に応える区政運営が求められています。

これからも区政は、人権が尊重され、多様な価値観や文化を認めあう、だれもが安心して暮らせる練馬区を、主権者である区民と区がともに築き、発展させることを基本におきます。未来へ向けて、区民と区がそれぞれの役割と責務のもと、区の自治のあり方と区政運営の仕組みを明らかにし、より自律的な地方政府としての練馬区を実現するため、この条例を定めます。

2 目的と理念

(1) 条例制定の目的

練馬区の自治の基本理念、区民・議会・執行機関の役割等を明らかにし、参加・参画と協働の推進および区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資する。

(2) 自治の基本理念

練馬区は、区民等と区が、情報を共有し、それぞれに果たすべき役割または責務を分担し、協働することにより、区民による区民のための自律的な地方公共団体を目指す。

3 用語の定義

- ① 区民 区内に居住する者
- ② 区民等 区民、区内に存する事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者、区内において事業活動を行う者
- ③ 執行機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会
- ④ 区 議会および執行機関
- ⑤ 地域コミュニティ 地域を基盤とした活動および特定のテーマを目的と

した活動など多様な活動によって自らの地域を自らより良くしていく地域社会

- ⑥ 協働 多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して活動すること

4 区民等の権利および責務

- ① 区民等は、区とともに練馬区の自治を担い、育むよう努める。
- ② 区民等は、区政に参加・参画するとともに、地域コミュニティの活動に関わり、協働することができる。
- ③ 区民等は、区が管理する情報を知ることができる。
- ④ 区民等は、区政に参加・参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つ。

5 議会の役割等

- ① 議会は、選挙により選ばれた区民の代表者である議員の活動により運営され、その持てる権能を発揮して、区民の信託に応える。
- ② 議会は、議決機関として条例の制定および改廃、予算の議決、決算の認定等を行う。
- ③ 議会は、執行機関が行う事務事業について、検査、調査、意見聴取等により、適正に執行されているかを監視およびけん制する。

6 執行機関の役割等

- ① 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務を管理および執行する。
- ② 区長は、執行機関の事務を統轄し、これを代表する。
- ③ 区長は、多様な地域資源を有効に活用し、質の高いサービスを効果的・効率的に提供する区政経営を行い、区民の信託に応える。
- ④ 区長は、議会への議案の提出、予算の調製および執行、公の施設の設置・管理・廃止等の事務を管理、執行する。
- ⑤ 区長は、その補助機関である職員を指揮監督し、職務執行に必要な能力を増進および発揮させるよう努めなければならない。
- ⑥ 職員は、職務執行に必要な能力の増進に努めなければならない。
- ⑦ 職員は、効果的・効率的に行政サービスを提供し、区民との協働を柱とした区政運営を担い、自ら考え行動するよう努める。

7 参加・参画と協働の推進

(1) 参加・参画

- ① 区は、区民等とともに区政を進めるよう、区民等の区政への参加・参画を推進する。

- ② 区は、区民等の参加・参画を推進するため、基本的な仕組みの整備その他必要な施策を講ずる。
- (2) 地域コミュニティへの支援
 - ① 区は、地域コミュニティに関わる活動主体がその有する特性や長所を生かして行う活動について、その自発性・主体性を尊重する。
 - ② 区は、地域コミュニティに関わる活動主体および活動に対して必要な支援を行うことができる。
- (3) 協働の推進
 - ① 区は、地域コミュニティに関わる活動主体との協働のあり方を明らかにし、協働を推進するために、支援その他必要な施策を講ずる。

8 区政運営

- (1) 区政運営の基本原則
 - ① 区民等の権利および自主性を尊重しつつ、公益の実現を図る。
 - ② 公平、公正および透明性を確保する。
 - ③ 区民等の主体的な参加・参画のもと、地域コミュニティに関わる活動主体と協働する。
 - ④ 総合的、計画的かつ効率的な区政経営を行う。
- (2) 基本構想等
 - ① 区は、総合的かつ計画的な区政運営の指針として、議会の議決を経て、基本構想を定める。
 - ② 執行機関は、基本構想の実現を図るため、総合的な施策に関する基本計画等を策定し、これに即して計画的に区政経営を行う。
- (3) 区民意見の反映
 - ① 執行機関は、総合的な施策に関する基本計画、基本的な制度を定める条例等の策定に当たっては、区民等の意向の把握を行い、反映するよう努める。
 - ② 区民等の意向の把握に当たり、執行機関は、計画等の案を公表し、区民等からの意見を広く募集し、提出された意見および見解を公表する。
- (4) 情報の公開および説明責任
 - ① 区は、区民等の知る権利を保障し、区が保有する情報を適正に管理し、公開する。
 - ② 区は、区政に関する情報を正確に分かりやすく公表および提供するよう努める。

(5) 個人情報の保護

- ① 区は、個人の権利および利益を擁護するため、個人情報を適正に管理し、個人情報に関する権利を保障する。

(6) 行政手続

- ① 執行機関は、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益を保護する。

(7) 要望等に対する応答

- ① 執行機関は、区民等の区政に関する意見、要望、提案等を受けたときは、誠実かつ速やかにこれに応答する。

(8) 行政評価

- ① 執行機関は、定期的に施策を点検し、施策の達成度および成果について、評価を行う。
- ② 執行機関は、評価結果について、区民等に公表し、区民等の参加のもと第三者による評価を受ける。
- ③ 執行機関は、評価結果を区政運営に反映するよう努める。

(9) 財政運営

- ① 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努め、自主的な財源の確保など自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保する。
- ② 区長は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を区民等に分かりやすく公表する。
- ③ 区は、区の財政をもって行われた事業およびそれを担う団体について、執行状況を把握し、適切な指導を行う。

(10) 附属機関等の会議の公開等

- ① 附属機関、附属機関に準ずる審議会、懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）は、その会議を原則として公開する。
- ② 執行機関は、附属機関等の設置目的に応じて、附属機関等の委員に区民が参加・参画する機会を設定する。

9 区民投票

- ① 区長は、区の存立に係ることなど区に重大な影響を及ぼす事項に関し、事案ごとに、別に条例で定めるところにより、区民投票を実施することができる。
- ② 投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他区民投票の実施に関し必要な事項は、別の条例で定める。

10 国等との関係

- ① 区は、国および東京都との役割分担を明確にし、対等で協力的な関係の確立をめざす。
- ② 区は、他の地方公共団体および国と連携を図り、協力して区の行政の課題の解決に取り組む。

11 条例の位置付け

- ① 区は、他の条例、規則等の制定または改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならない。

12 条例の改正

- ① 区長は、この条例を改正する必要を認めた場合、審議会を設置し、改正すべき項目や内容を諮問しなければならない。
- ② 審議会は、改正すべき項目および内容について審議し、その結果を区長に報告する。